

国立大学法人電気通信大学会計責任者の決裁権限の委任に関する細則

制定 平成23年3月29日細則第38号
最終改正 令和4年2月14日細則第7号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学会計事務取扱規程第4条に基づく会計責任者の決裁権限の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任する者及び事務の範囲)

第2条 会計責任者が決裁権限を委任することができる者及び委任することができる事務の範囲は別表のとおりとする。

(その他)

第3条 会計責任者は前条に定めるもののほか、特に必要があると認める場合には、学長の承認を得て、決裁権限の一部を他の職員に委任することができる。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日細則第5号)

この細則は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月26日細則第13号)

この細則は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日細則第30号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月14日細則第7号)

この細則は、令和4年2月14日から施行する。

別表（第2条関係）

会計責任者の種類	決裁権限を委任する職	決裁委任する事務の範囲
財務責任者 (財務担当の理事)	財務課長	財務課の所掌に係る次の事務 (1) 支出決定決議書その他の支出の決定に関する事項 (2) 調査確認書、債権管理簿、徴収決定書その他の収入の決定に関する事項 (3) 債務者に対する納入の請求に関する事項 (4) 決算に関する事項 (5) 会計伝票の作成に関する事項
	経理調達課長	経理調達課の所掌に係る次の事務 (1) 支出決定決議書その他の支出の決定に関する事項 (2) 会計伝票の作成に関する事項
	施設課長	施設課の所掌に係る次の事務 (1) 支出決定決議書その他の支出の決定に関する事項 (2) 会計伝票の作成に関する事項
	学術情報課長	附属図書館の所掌に係る次の事務 (1) 支出決定決議書その他の支出の決定に関する事項 (2) 会計伝票の作成に関する事項
	人事労務課長	人事労務課の所掌に係る次の事務 (1) 給与、退職手当、法定福利費その他の人件費の支出決定に関する事項 (2) 会計伝票の作成に関する事項
契約責任者 (財務担当の理事)	経理調達課長	経理調達課の所掌に係る次の事務 (1) 予定価格が500万円以下の支出契約の締結に関する事項（教育研究職員（予算責任者）が契約責任者代行として処理するものを除く） (2) 予定価格が250万円以下の収入契約の締結に関する事項 (3) 官報公告等の掲載申込みに関する事項
	経理調達課 課長補佐	経理調達課の所掌に係る次の事務 予定価格が150万円以下の物品等請求書等に関する事項（教育研究職員（予算責任者）が契約責任者代行として処理するものを除く）
	施設課長	施設課の所掌に係る次の事務 (1) 予定価格が500万円以下の支出契約の締結に関する事項 (2) 官報公告等の掲載申込みに関する事項

<p>学術情報課長</p>	<p>附属図書館の所掌に係る次の事務 (1) 予定価格が500万円以下の支出契約の締結に関する事項(教育研究職員(予算責任者)が契約責任者代行として処理するものを除く) (2) 予定価格が250万円以下の収入契約の締結に関する事項 (3) 官報公告等の掲載申込みに関する事項</p>
<p>研究推進課長</p>	<p>研究推進課の所掌に係る次の事務 共同研究、受託研究、受託事業、知的財産の契約締結その他の収入又は支出の原因となる行為に関する事項</p>
<p>国際課長</p>	<p>国際課の所掌に係る次の事務 共同事業、受託事業の契約締結その他の収入又は支出の原因となる行為に関する事項</p>